

【別表1】

被扶養者種別	条件 等		提出書類	補足・注意事項
全員	配偶者・子・その他親族等 被扶養者全員		☐ 住民票（令和7年4月1日以降発行のもの）	今年度から被扶養者全員について提出が必要です。
配偶者	全員		☐ 収入に関する証明書類→【別表2】参照	
			☐ 扶養の申立書(様式有)	今年度から配偶者についても提出が必要です。
子	全員 (組合員の配偶者が被扶養者でない場合のみ)		☐ 夫婦共同扶養にかかる調査・申立書(様式有)	
			☐ 配偶者の年間収入を確認できる書類	
	令和7年度末時点で19歳以上	全員	☐ 収入に関する証明書類→【別表2】参照	
			☐ 扶養の申立書(様式有)	今年度から19歳以上の子全員についても提出が必要です。
		学生(各種学校・予備校生含む)の場合	☐ 在学証明書	令和7年4月以降に発行したものに限る
		別居の場合(子が学生の場合は不要)	☐ 送金の事実を証明する書類→【別表3】参照	
配偶者・子以外 (父母・兄弟姉妹等)	令和7年度末時点で18歳以下	収入がある場合	☐ 収入に関する証明書類→【別表2】参照	
	全員		☐ 収入に関する証明書類→【別表2】参照	
			☐ 扶養の申立書(様式有)	
	別居の場合		☐ 送金の事実を証明する書類→【別表3】参照	

※満75歳以上は後期高齢者医療の被保険者になり、共済組合の被扶養者ではありませんので、提出書類はありません。

【別表2】収入に関する証明書類

令和6年以降(令和6年以降認定の場合は認定日以降)に該当するすべての収入について提出が必要です。

提出済みの証明書類については再提出不要です。その場合は、被扶養者申告書提出時にコメントを添えてください。ただし、見込額で提出した書類は、実績額での再提出が必要です。

認定手続き上、表に記載以外の書類の提出を求める場合があります。

	収入種別	提出書類	補足・注意事項
必須	全員 (無収入を含む)	☐ 令和7年度所得証明書または課税証明書	今年度から、パート収入のみの配偶者についても提出が必要です。 令和7年1月1日現在の住所地の市区町村で発行を受けてください。 令和7年度所得証明書または課税証明書は、令和6年の実績が反映されています。 証明書の呼称は、自治体によって異なる場合があります。 昨年度、18歳以下かつ高校生であった場合は不要です。
＋ 該 当 す る 場 合 （ 令 和 6 年 以 降 ）	パート・アルバイト等の勤労収入 (学生アルバイト含む)	☐ 給与・報酬等支払実績・見込証明書(様式有)	R6.9月～R7.8月の実績額及びR7.9月～R8.8月の見込額について、勤務先等で月毎の支給額を確認できるものの証明を受けてください。 既に退職済の方は、退職までの期間について提出してください。 証明書の取得が困難な場合は、各月の給与明細(写)で可。ただし、自身で様式に記入し添付すること。
	事業収入・農業収入・不動産収入・株等の資産収入	☐ 令和6年分確定申告書及び収支内訳書(写)	確定申告が免除の場合は、年間取引報告書等の一年間の取引のわかるものの写しを提出してください。 株等とは株、投資信託、債券(国債、外債等)、F X(外国為替証拠金取引)等、いわゆる資産運用に係るもので恒常的収入がある(見込まれる)ものを指します。
	年金収入(個人年金含む)	☐ 受給している全ての最新の年金額がわかる書類(写) 「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」等	公的年金については、前年度から年金額に変更がない方には「年金振込通知書」、改定があった方には「年金額改定通知書」が令和7年6月頃に送付されています。 必ず令和7年度分の「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」の写しを提出してください。 令和7年度から公的年金を受給を開始された方は、「年金証書」の写しを提出してください。
	雇用保険(失業等給付)受給	☐ 雇用保険受給資格者証(全面写)	
		☐ 雇用保険にかかる申立書(様式有)	
	上記以外の収入	☐ 年間及び月別の収入額がわかる書類	

【別表3】 送金の事実を証明する書類

組合員からの送金額が、当該被扶養者の全収入(送金以外の収入、組合員およびその他の者からの送金による収入の合計)の3分の1以上の額であることが必要です。

	提出書類	補足・注意事項
令和6年9月以降の送金の 事実を証明する書類	☐ 通帳の写し、振込受付書の控えの写し 等	送金先(被扶養者に限る)、送金者(組合員に限る)、送金額、送金日を確認できるもの。手渡しによる送金は不可。
	☐ 他の扶養義務者の扶養状況を確認する書類	被扶養者が組合員の父母等の場合、組合員の兄弟姉妹等が自筆で記入した「申立書」が必要です。

参考1

被扶養者に認定されない者の条件

- ①年額130万円以上(月額108,334円以上)の恒常的収入がある者
- ②雇用保険(日額3,612円以上)を受給している者
- ③障害年金受給者または60歳以上の場合は年額180万円以上(月額150,000円以上)の恒常的収入がある者
- ④75歳以上の者(後期高齢者医療制度に加入しているため)
- ⑤日本国内に住民票が無い者 [文部科学省共済組合HP\(例外要件の記載あり\)](#)

※収入とは、所得税法上の所得(暦年でいう1月～12月の所得額)をいうものではなく、収入事由が発生した日から12ヶ月間における収入額となります。どの月を基準にしても年額130万円未満でなければ、被扶養者として認定されません。

※収入が限度額を超えていなくても、勤務先で健康保険等に参加している場合は被扶養者に認定されません。

※収入には交通費などの非課税収入および賞与を含みます。

※実績収入額と見込収入額が異なる場合には、遡って認定取消になる場合があります。

参考2

新たに被扶養者に認定する場合、被扶養者の認定を取り消す場合、その他の変更事項が生じた場合には、事実発生日から**5日以内**に届け出てください。届け出が遅れると、給付が受けられなかったり、医療費を遡及して返還していただく場合があります。